

日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭（アウトライン）」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

（外務省仮訳）

環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭（抄） 貿易・投資を拡大し、雇用、経済成長及び発展を支援する：TPPの輪郭 (外務省仮訳)

2011年11月12日

2011年11月12日、TPP参加9か国—オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国—の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。協定の大まかな骨格は以下のとおり。

重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

（略）

条文案

（略）

○物品市場アクセス：TPP参加国は、TPP参加国が相互に与える市場アクセスが野心的で、バランスがとれており、透明なものとなるように、すべてのTPP参加国に適用される物品貿易に関する原則と義務を設けることに合意した。物品貿易に関する条文案では、協定参加国がWTO協定上負っている義務を上回る重要な約束を含む参加国間の関税撤廃、及び貿易障壁となりうる非関税措置の撤廃も扱われている。TPP参加国は、輸出入ライセンスや再生品に関する提案も検討している。農産品の輸出競争や食料安全保障に関する規定も議論されている。